

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
基本方針 1		基本方針 1	変更内容等
1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 (1) 「ちばルール」の普及啓発の強化 ①積極的な「ちばルール」の普及啓発 ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実 (2) 「ちばルール」の施策の推進 ①優良店表彰制度の実施 ②食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進 (3) 「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討 ①「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討		1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 (1) 「ちばルール」の普及啓発の強化と <u>施策の推進</u> ①積極的な「ちばルール」の普及啓発 ②「ちばルール」協定店の拡充と店頭回収品目の充実 ③ <u>優良店表彰制度の実施</u> (2) 「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討 ①「ちばルール」の効果検証と今後に向けた検討	○現行計画の(1)(2)を統合し、「食べきり協力店制度」については、「(新)No. 6 食品ロスの削減の推進」に位置づける。
2 3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (1) 3 R教育・学習の推進 ①環境教材の製作・配布 ②3 R教育の実施 ③環境学習プログラムによる積極的な3 Rの推進 ④地域社会における総合的な環境学習の実施 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ①出前講座等によるわかりやすい情報の提供 ②広報紙等による最新情報の提供 ③町内自治会による地域住民への情報発信の支援 ④許可業者等と連携した情報提供 ⑤中小規模の事業者に対する周知・啓発 ⑥ごみ処理にかかる経費等の情報発信 ⑦ごみ減量コンシェルジュの設置 ⑧可燃ごみ減量効果の「見える化」の実施		2 3 R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 (1) 3 R教育・学習の推進 ①環境教材の製作・配布 ②3 R教育の実施 ③環境学習プログラムによる積極的な3 Rの推進 ④地域社会における総合的な環境学習の実施 (2) ごみ処理に関する情報の共有化 ①出前講座等によるわかりやすい情報の提供 ②様々な媒体を活用した最新情報の提供 ③町内自治会による地域住民への情報発信の支援 ④許可業者等と連携した情報提供 ⑤中小規模の事業者に対する周知・啓発 ⑥ <u>町内自治会等との協働</u> ⑦ <u>ごみ減量効果の「見える化」の実施</u> (3) <u>ごみ手数料制度の運用</u> ① <u>ごみ発生抑制効果の検証</u> ② <u>ごみ処理に係る経費等の情報発信</u> ③ <u>処理施設における搬入手数料の見直し</u>	○(2)②については、SNSやアプリなどの電子媒体が普及してきた現状を踏まえ、名称を変更する。 ○(2)⑥については、現状の取組みに合わせて、名称変更を行う。 ○(2)⑦の「減量効果の『見える化』」については、従来の「水切り」に加えて、CO2排出に係る市民の関心が高まっている現状を踏まえ、新たに、廃棄物処理に係る「カーボンフットプリント事業」を行い、ごみ減量の啓発強化を進めていく。 ○(3)において、現行計画「No. 4 料金の見直しによるごみの発生抑制」の内容を編入する。
3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進 (1) 発生抑制（リデュース）の促進 ①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ (2) 再使用（リユース）の促進 ①フリーマーケットの開催情報の提供 ②不用品交換情報の提供 ③リユースカップの普及・促進 ④マイバッグ等の普及・促進 ⑤民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進 ⑥リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援		3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進 (1) 発生抑制（リデュース）の促進 ①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ (2) 再使用（リユース）の促進 ①フリーマーケットの開催情報の提供 ② <u>リユースカップの普及・促進</u> ③民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進 ④リユース促進に寄与するイベントの開催及び民間団体の活動支援 ⑤ <u>家庭から出る不用品のリユースの促進</u>	○リサイクル情報コーナーの廃止により、「不用品交換情報の提供」は削除。 ○「マイバッグ等の普及・促進」については、「(新)No. 4 プラスチックごみの発生抑制の推進」に位置づける。 ○(2)⑤については、次期計画の取組みとして新たに位置づける。
4 料金の見直しによるごみの発生抑制 (1) 家庭ごみの有料化 ①ごみ発生抑制効果の検証 ②ごみ処理に係る経費等の情報発信【再掲 2】 (2) 処理施設における搬入手数料の見直し ①処理施設における搬入手数料の見直し			○次期計画「NO. 2」に統合する。

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画	次期計画	
—	4 <u>プラスチックごみの発生抑制の推進</u> (1) <u>使用の合理化によるプラスチックごみへの対応</u> ① <u>ワンウェイプラスチック（使い捨てプラスチック）の使用削減</u> ② <u>プラスチックごみの削減に努める事業者に対する支援</u> ③ <u>指定ごみ袋におけるバイオマスプラスチックの採用検討</u> (2) <u>プラスチックごみ問題に関する啓発</u> ① <u>環境学習等を通した啓発</u> ② <u>出前講座等を通した啓発</u> ③ <u>海洋プラスチックごみの状況把握及び情報公開</u>	○新規の個別事業として設定する。
5 生ごみの発生抑制の推進 (1) 生ごみの減量・再資源化の強化 ①家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及啓発 ②生ごみ減量処理機等購入費補助金制度の拡充 ③生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施 ④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 ⑤生ごみ減量・再資源化講習会の開催 ⑥生ごみ処理物の有効活用方法の検討 ⑦生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与 ⑧フードバンク活動の実施 ⑨食べきり協力店制度による生ごみ減量・食品ロス削減の推進 【再掲1】	5 生ごみの発生抑制の推進 (1) 生ごみの減量・再資源化の <u>推進</u> ①家庭で取り組める生ごみ削減に関する普及啓発 ②生ごみ減量処理機等購入費補助金制度の拡充 ③生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施 ④生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣の充実 ⑤生ごみの <u>減量</u> ・再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与	○「生ごみ減量・再資源化講習会の開催」は、取組み項目としては削除し、うち「エコレシピ」については「(新)No.6 食品ロスの削減の推進」に位置づける。 ○「生ごみ処理物の有効活用方法の検討」については、「No.14」に一本化する。 ○「フードバンク活動」「食べきり協力店制度」については、「(新)No.6 食品ロスの削減の推進」に位置づける。
6 国及び他自治体との連携 (1) 国及び他自治体との連携や国等への働きかけ ①国及び他自治体との連携や国等への働きかけ【再掲3】 (2) 災害時の相互支援・広域連携の体制強化 ①災害時の相互支援・広域連携の体制強化	—	○次期計画の個別事業からは削除する。 ○(2)については、「(新)No.24 非常時における廃棄物の適正処理の推進」に位置づける。
—	6 <u>食品ロス削減の推進</u> (1) <u>食品ロス削減に関する各種啓発</u> ① <u>食育・消費教育・学校教育等との連携による啓発</u> ② <u>地域と連携した啓発</u> ③ <u>事業者と連携した啓発</u> ④ <u>国及び他自治体と連携した啓発</u> (2) <u>食品ロス削減に関する仕組みづくり</u> ① <u>フードシェアリングサービスの活用</u> ② <u>フードバンク活動に対する支援</u> ③ <u>各種活動・団体との連携</u>	○新規の個別事業として設定する。
7 きれいなまちづくりの推進 (1) 環境美化の推進 ①ごみゼロクリーンデーの開催 ②路上喫煙等及びポイ捨て防止に関する周知啓発 ③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 (2) 市民等が実施する美化活動の支援 ①市民等が実施する美化活動の支援	7 きれいなまちづくりの推進 (1) 環境美化の推進 ①ごみゼロクリーンデーの開催 ②路上喫煙等及びポイ捨て防止に関する周知啓発 ③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施 (2) 市民等が実施する美化活動の支援 ①市民等が実施する美化活動の支援	

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
8 不法投棄の防止 (1) 不法投棄の防止 ①不法投棄パトロール及び早期撤去指導の強化 ②不法投棄の未然防止 P R の実施 ③廃棄物適正化推進員の研修の充実 ④町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与		8 不法投棄の防止 (1) 不法投棄の防止 ①不法投棄パトロール及び早期撤去指導の強化 ②不法投棄の未然防止 P R の実施 ③廃棄物適正化推進員の研修の充実 ④町内自治会等に対する監視カメラ等の貸与	
9 C－EMSによる市庁舎等における率先した 3 R の推進 (1) 市庁舎等における率先した 3 R の推進 ①市庁舎における廃棄物排出削減等の実施 ②目標達成状況の公表 ③事業所ごみ分別ルール の周知徹底 ④許可業者等と連携した情報提供【再掲 2】 ⑤C－EMS 適用の拡大		9 <u>市の事業における率先した 3 R の推進</u> (1) <u>市の事業における率先した 3 R の推進</u> ①C－EMSによる廃棄物排出削減等の実施 ②事業所ごみ分別ルール の周知徹底 ③市の事業におけるプラスチックごみの削減 ④市の事業において発生する食品ロスの抑制	○取組みは「C－EMS」に限らないことから、事業名称及び取組み名称の変更を行う。 ○個別事業名の変更に伴い、現行計画(1)①については、名称変更を行う。 ○現行計画(1)②については、令和 2 年度より廃棄物排出削減に係るデータ集計を行っていないため、削除。 ○現行計画(1)⑤については、令和 2 年度より指定管理施設への適用を行っているため、削除。 ○(1)③④については、新規施策として位置づける。
基本方針 2		基本方針 2	変更内容等
10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 (1) 協働によるごみ減量・再資源化の推進 ①資源物の回収拠点の充実 ②ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成 ③事業者との協働による再資源化の推進 (2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援 ①廃棄物適正化推進員の研修の充実【再掲 8】 ②ごみ減量・再資源化の情報提供の充実 (3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進 ①講習会・情報提供・意見交換の実施 ②関係団体との連携・活動支援 ③意見や情報交換ができる仕組みづくり ④許可業者等と連携した情報提供【再掲 2】		10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 (1) 協働によるごみ減量・再資源化の推進 ① <u>廃食油回収支援事業の拡充</u> ②ごみ減量・再資源化を推進する人材の育成 ③事業者との協働による再資源化の推進 (2) 地域活動を推進する廃棄物適正化推進員への支援 ①廃棄物適正化推進員の研修の充実【再掲 8】 ②ごみ減量・再資源化の情報提供の充実 (3) 地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進 ①講習会・情報提供・意見交換の実施 ②関係団体との連携・活動支援 ③意見や情報交換ができる仕組みづくり ④許可業者等と連携した情報提供【再掲 2】	○(1)①については、名称変更を行い、具体的な事業名を記載。

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画
11 ごみ排出ルール の 遵守 ・ 指導徹底 (1) ごみステーション排出指導の強化 ①町内自治会等と連携した排出指導の強化 ②市民に伝わる排出ルール等の周知 ③廃棄物適正化推進員の研修の充実【再掲8】 ④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化 ⑤無関心層への情報提供の強化 ⑥ごみステーションにおける早朝啓発活動の実施 (2) ごみステーション管理の支援 ①ステーション管理に必要な用具貸与等の実施 ②資源物等持ち去り対策の強化 ③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施【再掲7】 (3) 市民参加によるわかりやすい「家庭ごみ減量と出し方ガイドブック」等の作成 ①市民参加によるわかりやすい「家庭ごみ減量と出し方ガイドブック」等の作成 (4) 幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底 ①幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底	11 ごみ排出ルール の 遵守 ・ 指導徹底 (1) ごみステーション排出指導の強化 ①町内自治会等と連携した排出指導の強化 ②市民に伝わる排出ルール等の周知 ③廃棄物適正化推進員の研修の充実【再掲8】 ④ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の強化 ⑤無関心層への情報提供の強化 ⑥ごみステーションにおける啓発活動の実施 (2) ごみステーション管理の支援 ①ステーション管理に必要な用具貸与等の実施 ②資源物等持ち去り対策の実施 ③ごみステーション美化活動等に関する表彰の実施【再掲7】 (3) わかりやすい広報物の作成・配布 ①「家庭ごみ減量と出し方ガイドブック」の作成・配布 ②多言語化への対応 ③家庭ごみチャットボットの運用	○(1)⑥については、早朝に特化して実施していないため、名称変更を行う。 ○(2)②については、通報件数は減少傾向にあり、令和元年度以降は「禁止命令」や「告発」に至るような事案が発生していないことから、対策の強化まで行う必要性は低く、名称変更を行う。 ○(3)については、現状の取組みに合わせて、「事業実施計画」の再編成を行う。 ○「幕張新都心住宅地区における地域特性に応じた排出ルールの徹底」については、廃棄物空気輸送システムによる可燃ごみ・不燃ごみ収集の排出ルールが、既に浸透していることから、次期計画の取組み項目から削除する。
12 事業所ごみの排出管理 ・ 指導の徹底 (1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ①事業用大規模建築物所有者による排出の抑制及び分別の徹底 ②事業用準大規模建築物の創設及び所有者に対する減量計画書の提出義務づけ ③事業者の優れた取組みのPR ④許可業者等と連携した情報提供【再掲2】 ⑤表彰制度の活用 ⑥商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 ⑦「事業所ごみ分別排出ガイドブック」による適正排出等の周知 (2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ①事業者に対する適正排出指導の強化 ②ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施 ③家庭ごみステーションへの不適正排出防止策の推進	12 事業所ごみの排出管理 ・ 指導の徹底 (1) 事業所ごみの減量・再資源化対策の強化 ①事業用大規模建築物所有者等による排出の抑制及び分別の徹底 ②事業者の優れた取組みのPR ③許可業者等と連携した情報提供【再掲2】 ④商業施設等のテナントに対する分別排出の推進 ⑤「事業所ごみ分別排出ガイドブック」による適正排出等の周知 ⑥事業系剪定枝等の民間再資源化施設への活用促進 (2) 事業所ごみの不適正排出対策の強化 ①事業者に対する適正排出指導の強化 ②ごみ分別・排出指導制度に基づく指導等の実施	○H31.4より、「 <u>事業系一般廃棄物多量排出事業者</u> 」の「減量計画書」提出が義務づけられることとなったため、現行計画の(1)②は①と統合する。 ○「ごみ減量・再資源化優良事業者表彰制度」の見直しにより、「表彰制度の活用」は削除。 ○(1)⑥については、現行計画「N0.14 剪定枝等の再資源化の推進」より編入。 ○「家庭ごみステーションへの不適正排出防止策の推進」については、(2)②に統合。

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 (1) 集団回収団体に対する支援 ①資源回収奨励補助金による活動の促進 ②資源回収に必要な用具の貸与 ③表彰制度の活用 (2) 集団回収量の増加及び品質向上に向けた取組み ①P Rの実施 ②集団回収における未参加団体へのアプローチ (3) 市民が分別排出しやすいシステム作り ①情報提供の充実 ②古紙の出し方の容易化に向けた検討 ③民間事業者との連携による持ち込み回収の実施 ④環境事業所における多様な拠点回収の実施 (4) 事業系古紙拠点回収の実施 ①事業系古紙拠点回収の実施 (5) 事業者との協働による再資源化の推進 ①事業者との協働による再資源化の推進【再掲10】	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進 (1) <u>集団回収に対する支援及びP R</u> ①資源回収奨励補助金による活動の促進 ②資源回収に必要な用具の貸与 ③表彰制度の活用 ④ <u>集団回収の実施情報の提供</u> ⑤ <u>集団回収における未参加団体へのアプローチ</u> (2) <u>古紙回収庫による拠点回収の実施</u> ① <u>古紙回収庫による拠点回収の実施</u> (3) <u>市民が分別排出しやすいシステム作り</u> ①情報提供の充実 ②古紙の徹底した分別の推進 ③民間事業者との連携による持ち込み回収の実施 ④ <u>使用済小型電子機器等回収事業の回収品目拡大</u> ⑤ <u>二次電池拠点回収及び再資源化事業の実施</u> (4) <u>家庭系剪定枝等の再資源化の推進</u> ① <u>家庭系剪定枝等の再資源化事業の実施</u>
14	剪定枝等の再資源化の推進 (1) 家庭系剪定枝等の再資源化の推進 ①家庭系剪定枝等の再資源化事業の実施 ②剪定枝チップ機の貸し出し (2) 事業系剪定枝等の再資源化の推進 ①事業系剪定枝等の民間再資源化施設への活用促進 ②剪定枝等の再資源化に取り組む団体への支援	—	○現行計画(1)(2)の内容を統合し、次期計画(1)とする。 ○(2)については、既に実施されている施策であることから、次期計画の取組みとして明確に位置づけ、また、同施策には事業系古紙の拠点回収の要素が含まれることから、「事業系古紙拠点回収の実施」は、次期計画の取組み項目から削除する。 ○(3)②については、現状の取組み内容に合わせて、名称変更を行う。 ○拠点回収については、市民の利便性を考え、回収拠点の拡充を目指すものであることから、「環境事業所における多様な拠点回収の実施」を次期計画の取組み項目から削除し、拠点回収の個別具体的な取組みである(3)④⑤を次期計画の項目として位置づける。 ○「事業者との協働による再資源化の推進」については、「No.10」に一本化する。 ○(4)①については、現行計画「No.14 剪定枝等の再資源化の推進」より編入。
15	生ごみの再資源化の推進 (1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の強化 ①生ごみ減量処理機等購入費購入費補助金制度の拡充【再掲5】 ②生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施【再掲5】 ③生ごみ処理物の有効活用方法の検討【再掲5】 ④生ごみの再資源化に取り組む市民に対するインセンティブの付与【再掲5】 (2) 事業系生ごみの再資源化の促進 ①登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導 ②先進的な取組事例・方法の情報提供 ③生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援 ④市有施設で発生する食品残渣の再資源化の促進	14	生ごみの再資源化の推進 (1) 家庭系生ごみの減量・再資源化の <u>推進</u> ①生ごみ減量処理機等購入費購入費補助金制度の拡充【再掲5】 ②生ごみ減量処理機等の普及啓発活動の実施【再掲5】 ③生ごみ処理物の有効活用方法の検討 ④生ごみの <u>減量・再資源化</u> に取り組む市民に対するインセンティブの付与【再掲5】 (2) 事業系生ごみの再資源化の <u>推進</u> ①登録再生利用事業者への生ごみ排出の誘導 ②先進的な取組事例・方法の情報提供 ③生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援 ④市有施設で発生する食品残渣の再資源化の促進

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
16 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 (1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 ①検査の実施方法等の検討 ②不適正搬入者への指導の実施		15 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 (1) 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 ①搬入物検査の実施 ②不適正搬入者への指導の実施	○(1)①については、事業の実施状況に合わせて名称変更を行う。
—		16 <u>プラスチックの再資源化の推進</u> (1) <u>単一素材プラスチックの再資源化</u> ① <u>単一素材プラスチックの再資源化事業の実施</u> (2) <u>プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討</u> ① <u>プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討</u>	○新規の個別事業として設定する。 ○(1)については、現行計画「No. 17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策」より編入。
17 さらなる再資源化品目の検討・推進施策 (1) 単一素材プラスチックの再資源化 ①単一素材プラスチックの再資源化事業の実施 ②清掃施設における単一素材プラスチックの選別及び再資源化 (2) 民間事業者との連携による持込み回収の実施 ①民間事業者との連携による持込み回収の実施【再掲 1 3】 (3) プラスチック製容器包装の再資源化の検討 ①プラスチック製容器包装の再資源化の検討	—		○次期計画の個別事業からは削除する。 ○(1)については、「(新)No. 16 プラスチックの再資源化の推進」に位置づける。
基本方針 3		基本方針 3	変更内容等
18 収集運搬体制の合理化 (1) 環境にやさしい収集車の導入 ①次世代自動車の導入 ②バイオマス燃料の導入 (2) 効率的な収集運搬体制の整備 ①収集運搬体制の見直しに向けた検討 ②ごみステーションの設置状況等の把握 ③収集運搬業務委託の効率化に向けた検討 ④廃棄物空気輸送システムの維持管理 (3) 環境事業所の体制見直しに向けた検討 ①環境事業所の体制見直しに向けた検討		17 <u>安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築</u> (1) <u>効率的な収集運搬体制の整備</u> ① <u>収集運搬業務委託の効率化に向けた検討</u> ②ごみステーションの設置状況等の把握 ③廃棄物空気輸送システムの維持管理 (2) <u>環境事業所の体制見直しに向けた検討</u> ① <u>環境事業所の体制見直しに向けた検討</u> (3) <u>環境にやさしい収集車の導入</u> ①次世代自動車の導入 ②バイオマス燃料の導入	○収集運搬体制に求められるのは「安定」と「効率化」であることから、事業名称の変更を行う。 ○(1)～(3)の取組み項目については、順番を入替える。 ○(1)①について、次期計画期間においては、委託事業者が導入した集中管理システムにより行ったデータ収集に基づく「収集運搬体制」に移行することが見込まれることから、現行計画(2)③の内容を統合したうえで、取組み名称の変更を行う。
19 ごみ出し支援サービスの実施 (1) 高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施 ①高齢者・障害者世帯を対象としたごみ出し支援サービスの実施		18 <u>ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援</u> (1) <u>ごみの運び出しに関する支援</u> ① <u>ごみステーションへの家庭系ごみ（粗大ごみを除く）の排出を支援する地域団体等への補助</u> ② <u>粗大ごみの運び出し収集</u> (2) <u>高齢者・障害者世帯及び乳幼児のいる世帯に対する指定袋の配布</u> ① <u>高齢者・障害者世帯及び乳幼児のいる世帯に対する指定袋の配布</u> (3) <u>外国人に対する支援</u> ① <u>多言語化への対応【再掲 1 1】</u>	○高齢者・障害者等に対する支援については、「ごみ出し支援サービス」に限らないことから、事業名称の変更を行う。 ○(1)①については、施策の内容が分かるように取組み名称の変更を行う。 ○(1)②については、既に実施されている「粗大ごみの運び出し収集」を位置づける。 ○(2)については、既に実施されている「紙おむつ使用世帯への支援制度」及び「視覚障害者用特別指定袋」を位置づける。

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築 (1) 事業系ごみの民間処理の促進 ①民間施設を活用した事業系ごみ処理の促進 ②市内の廃棄物処理施設の活用の促進 (2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの構築 ①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化 ②民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築 ③災害時等における民間施設の支援体制の強化 ④生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援【再掲15】 ⑤市有施設で発生する食品残渣の再資源化の促進【再掲15】		19 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築 (1) 民間処理の促進 ①民間処理施設を活用したごみ処理の促進 ②市内の廃棄物処理施設の活用の促進 (2) 民間施設の活用を含めた処理・再資源化システムの構築 ①民間施設の活用を含めた剪定枝、その他品目の再資源化 ②生ごみの減量・再資源化に取り組む事業者に対する支援【再掲14】 ③市有施設で発生する食品残渣の再資源化の促進【再掲14】 (3) 適正処理困難物の処理推進 ①適正処理困難物の処理推進	○(1)①については、「民間処理の促進」は、事業所ごみに限ったことではないことから、名称の変更を行う。 ○「民間施設の活用を含めた安定的な処理システムの構築」については、今後、定期修繕期間中に民間処理施設への委託を行う予定が無いことから、削除する。 ○「災害時等における民間施設の支援体制の強化」については、「(新)No. 24 非常時における廃棄物の適正処理の推進」に位置づける。 ○(3)については、現行計画「No. 27 適正処理困難物等の処理推進」より編入。
21 焼却残渣の再生利用の推進 (1) 焼却残渣の再生利用 ①熔融スラグ化による再生利用 ②熔融スラグの利用先拡大		20 焼却残渣の再生利用の推進 (1) 焼却残渣の再生利用 ①熔融スラグ化等による再生利用 ②熔融スラグの利用先拡大	
22 焼却処理施設の長期的な運用計画の推進 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ①焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討		21 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用 (1) 焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ①焼却処理施設の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 (2) ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効利用 ①ごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効利用 (3) 次期施設の計画及び整備 ①新清掃工場（北谷津用地）の整備 ②新港清掃工場のリニューアル計画及び整備 (4) ごみ処理技術の検討 ①ごみ処理技術の検討	○現行計画「No. 22」「No. 24」を統合。 ○(2)については、既に実施されている施策であることから、次期計画の取組みとして明確に位置づける。
23 最終処分場の適正管理 (1) 最終処分場の適正な維持管理 ①埋立物の適切な処分及び浸出水の適正処理 ②観測井や民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ①最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討			

次期「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」における個別事業の内容の整理について

現行計画		次期計画	
24 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備 (1) 新清掃工場の計画及び整備 ①新清掃工場の計画及び整備 (2) 新港清掃工場のリニューアル計画及び整備 ①新港清掃工場のリニューアル計画及び整備 (3) ごみ処理技術の検討 ①ごみ処理技術の検討	22 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の運用 (1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理 ①新浜リサイクルセンターの適正な維持管理 (2) 再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備 ①再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備	○現行計画「No. 25」の取組み内容と同じ。	
25 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備 (1) 新浜リサイクルセンターの適正な維持管理 ①新浜リサイクルセンターの適正な維持管理 (2) 再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備 ①再生利用率の高い次期リサイクル施設の計画及び整備	23 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の運用 (1) 最終処分場及び塵芥污水处理施設の適正な維持管理 ①埋立物の適切な処分及び浸出水の適正処理 ②観測井や民家井の水質調査の実施 ③最終処分場の残余容量の把握 (2) 最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 ①最終処分場の維持管理における民間活用の継続・長期的な運用計画の検討 (3) 新内陸最終処分場の延命化 ①新内陸最終処分場の延命化 (4) 次期最終処分場の計画及び整備 ①次期最終処分場の計画及び整備 (5) 次期塵芥污水处理場の整備 ①次期塵芥污水处理場の整備	○現行計画「No. 23」「No. 26」を統合。	
26 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備 (1) 新内陸最終処分場の延命化 ①新内陸最終処分場の延命化 (2) 次期最終処分場の計画及び整備 ①次期最終処分場の計画及び整備 (3) 次期塵芥污水处理場の計画及び整備 ①次期塵芥污水处理場の計画及び整備			
27 適正処理困難物等の処理推進 (1) 適正処理困難物の処理推進 ①適正処理困難物の処理推進 (2) 収集体制の変更による処理品目の検討 ①収集体制の変更による処理品目の変更	—	○次期計画の個別事業からは削除する。 ○(1)については「No. 19」に位置づける。	
—	24 非常時における廃棄物の適正処理の推進 (1) 非常災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備 ①「災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理業務実施マニュアル」に基づく災害廃棄物処理体制の整備 ②災害時における民間施設による支援体制の強化 ③災害時の相互支援・広域連携の体制強化 (2) 感染症まん延期における業務継続計画の整備 ①感染症まん延期における業務継続計画の整備	○新規の個別事業として設定する。 ○(1)②については、現行計画「No. 20 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築」より編入。 ○(1)③については、現行計画「No. 6 国及び他自治体との連携」より編入。	